

交通安全かわら版

令和 2 年 3 月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 15

～ 春の全国交通安全運動の実施 ～

春の全国交通安全運動

期 間 4月6日(月)～4月15日(水)

スローガン 見てるかな 黄色い帽子と わたしの手

運動の重点



(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

横断歩道は歩行者優先です。

歩行者などがいる場合は、必ず手前で一時停止する法的義務があり、違反者は取締りの対象となります。

子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断などに備え、十分にスピードを落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

歩行者の方が道路を横断する場合は、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。

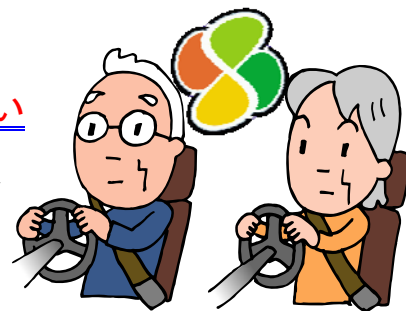


(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

オートマチック車では、アクセルとブレーキの踏み間違いに注意しましょう。

運転適性診断や認定教育を受けるなど、身体機能の変化などを確認しておきましょう。

運転に不安を感じたら、運転免許証の返納を含め、家庭内でよく話し合しましょう。



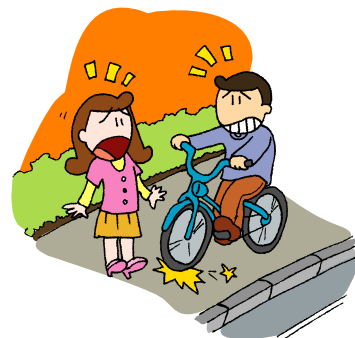
(3) 自転車の安全利用の推進

自転車も自動車と同じ車両です。

歩道では歩行者を優先するなど、交通ルールとマナーを守って利用しましょう。

重大事故に直結する、自転車乗用中の傘さし、スマートフォンやイヤホン使用などの「ながら運転」は、絶対に禁止です。

万一来い、損害賠償対応の保険に加入しましょう。



今年の「春の全国交通安全運動」は、4月6日(月曜日)から4月15日(水曜日)までの10日間実施されます。

地域や職場、家庭等において、交通安全について考え、県民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることが、交通事故防止につながります。

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、ご協力をお願いします。